

徳島県告示第四百五十七号

徳島県西部総合県民局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	三好市池田町トウゲ 三好郡東みよし町加茂	令和四年六月十日から 令和五年二月二十八日まで